

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和3年4月13日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

< 目次 >

1. 令和3年度関税改正の概要

- ◆「関税定率法等の一部を改正する法律」
(令和3年法律第12号)の概要 … 3

2. 税関行政を巡る状況

- ◆ 日本の輸出入の最近の動向 … 6
- ◆ 税関における主要業務量の推移 … 7
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による
税関業務への影響 … 8
- ◆ 新型コロナウイルス感染症等への対応 … 9
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックへの対応 … 11
- ◆ 令和3年度 税関定員・予算の概要 … 12
- ◆ スマート税関構想2020の進捗 … 14
- ◆ 国際的なオークション・ギャラリー・
アートフェアにおける保税地域の活用 … 15
- ◆ 不正薬物の摘発状況 … 16
- ◆ 金密輸入取締りに対する取組 … 17
- ◆ 知的財産侵害物品取締りの取組 … 18
- ◆ 認定事業者(AEO)制度 … 20
- ◆ 税関における収納額の推移 … 21

3. 国際関係

- ◆ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 … 23
- ◆ WTO新事務局長の就任 … 26
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の世界貿易への影響 … 27
- ◆ 米国新政権下での通商政策についての最近の動き … 28
- ◆ 英国のTPP11加入に向けた最近の動き … 30
- ◆ WCO(世界税関機構)の最近の取組 … 31
- ◆ 日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動と
米国との協議 … 32

1. 令和3年度関税改正の概要

「関税定率法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第12号)の概要

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 暫定税率(416品目)及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和3年度末まで1年延長。
- (2) 加糖調製品(6品目)については、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大に伴い暫定税率を引下げ。
- (3) 沖縄に係る特例措置(選択課税制度)について、適用期限を令和3年度末まで1年延長。

2. 個別品目の関税率の見直し

- (1) 調達価格上昇に伴う関税負担の軽減等の観点から、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を設定し、関税を無税化。
- (2) 我が国産業の競争力維持等の観点から、2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(NDC)及びメタ-フェニレンジアミン(MPDA)の基本税率を無税化。

3. 特恵関税制度の適用期限の延長

特恵関税制度を通じた途上国への開発支援は引き続き重要であること、途上国への投資等を行う企業の予見可能性を確保する必要があることを踏まえ、特恵関税制度の適用期限を10年延長。

「関税定率法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第12号)の概要

4. HS条約2022 改正に対応するための関税率表の改正

世界税関機構(WCO)において採択されたHS条約のHS品目表の改正に応じて、関税率表を改正。

5. その他

- (1) 災害その他やむを得ない理由により期限までに納付等を行うことができない場合に、
現行の地域指定による期限延長に加えて、個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長を可能とするよう改正。
- (2) 本邦に入国する旅客等の携帯品等に係る関税等について、納付手段を多様化するため、キャッシュレス納付に係る所要の規定を整備。
- (3) 電子帳簿等保存制度について、内国税と同様に改正。

施行日 令和3年4月1日 ※ 4. 及び5. (3)については令和4年1月1日

注) 押印義務の見直しについては、令和3年2月9日に閣議決定された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」に盛り込まれており、現在、国会審議中。

2. 税関行政を巡る状況

日本の輸出入の最近の動向

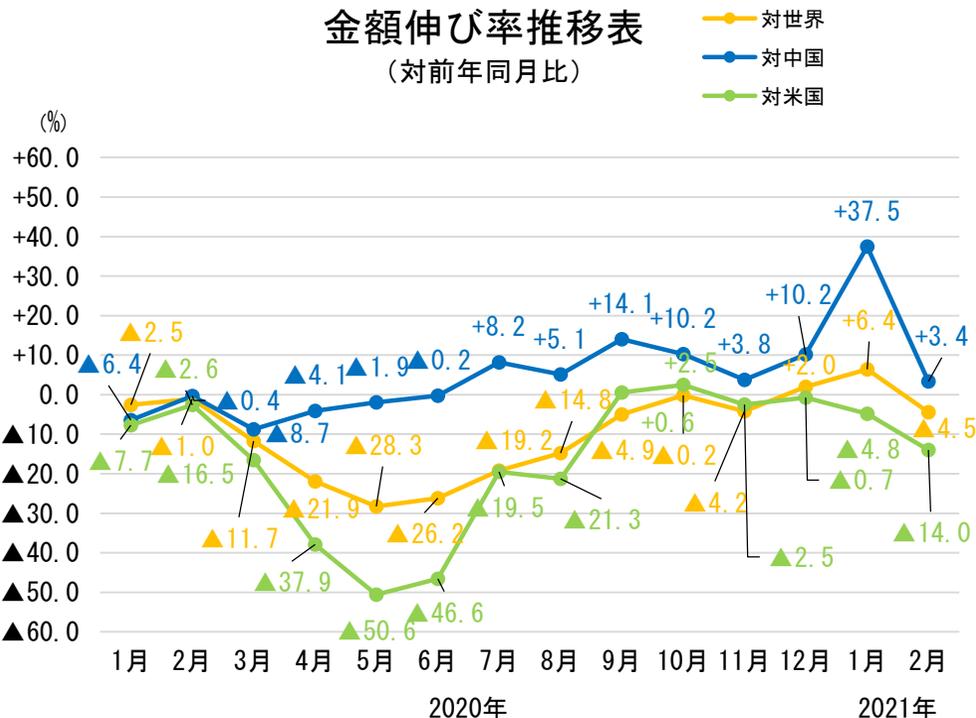
- ▶ 対世界への輸出額の伸び率は、昨年5月(▲28.3%)を底にして、回復傾向。本年2月(▲4.5%)は3か月ぶりのマイナス。
- ▶ 対中国への輸出額の伸び率は、昨年7月から8か月連続でプラス。(2月+3.4%)
- ▶ 対米国への輸出額の伸び率は、昨年5月(▲50.6%)を底にして、昨年9月(+0.6%)に14か月ぶりにプラス。本年2月(▲14.0%)は4か月連続のマイナス。

※本年2月の対中国からの輸入額の伸び率は、昨年2月の輸入額の大きな減少の影響があり留意が必要。

<輸出>

金額伸び率推移表

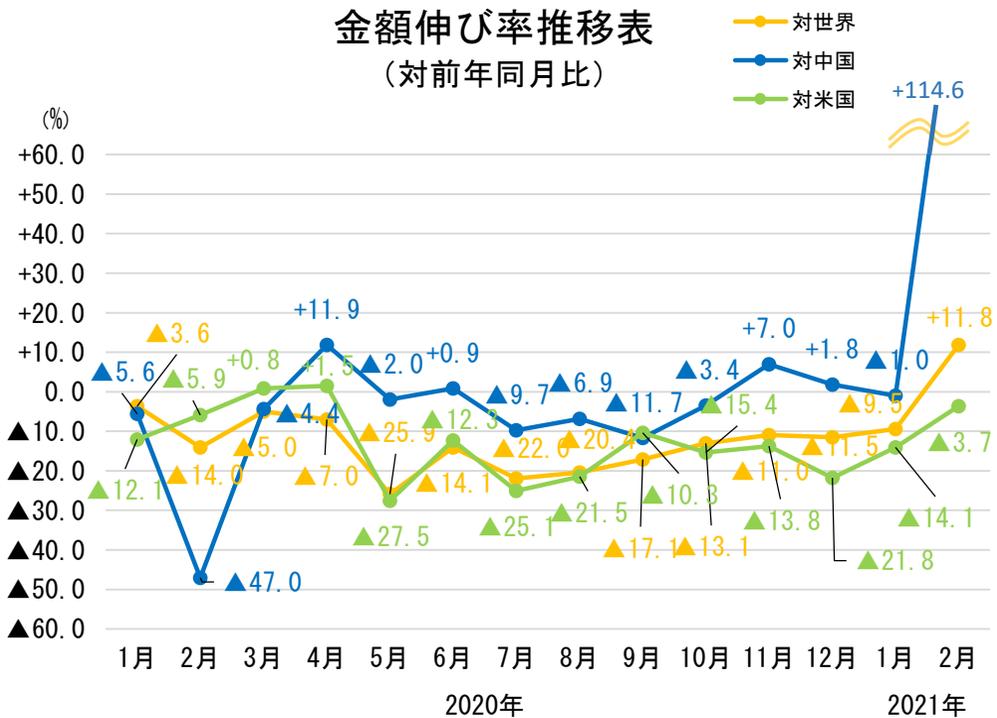
(対前年同月比)



<輸入>

金額伸び率推移表

(対前年同月比)

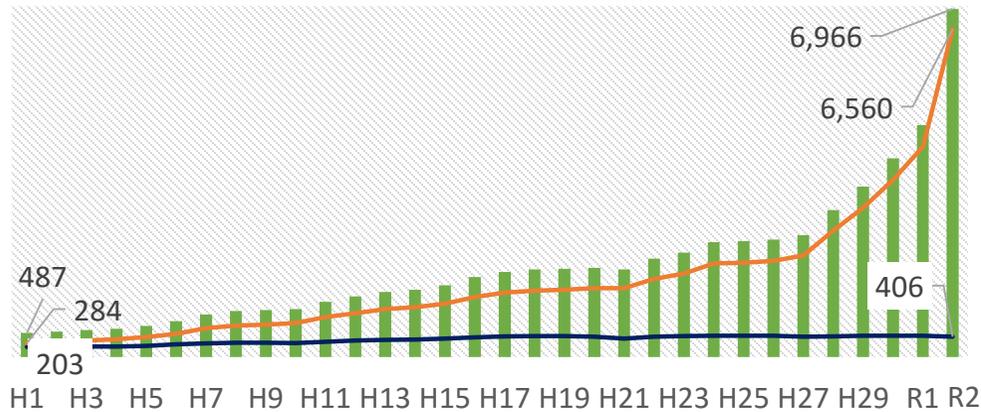


税関における主要業務量の推移

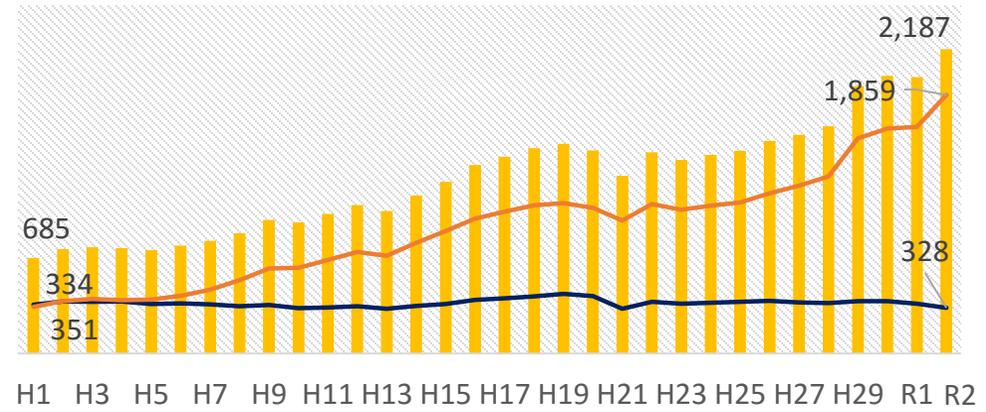
【令和元年と令和2年を比較】

■ 輸入許可件数：4,640万件 ⇒ 6,966万件(+50.1%) ■ 輸出許可件数：1,986万件 ⇒ 2,187万件(+10.1%)
 ■ 入国者数：5,141万人 ⇒ 805万人 (▲84.3%) ■ 航空機入港機数：30.9万機 ⇒ 10.9万機(▲64.7%)

■ 輸入許可件数 ■ 海上 ■ 航空 (万件)



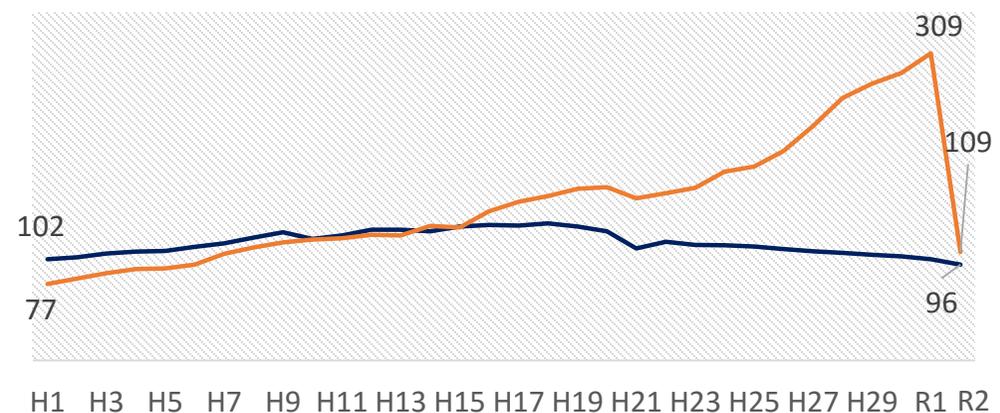
■ 輸出許可件数 ■ 海上 ■ 航空 (万件)



■ 入国者数 ■ 訪日外客数 (万人)



■ 船舶入港隻数 ■ 航空機入港機数 (千隻 (機))

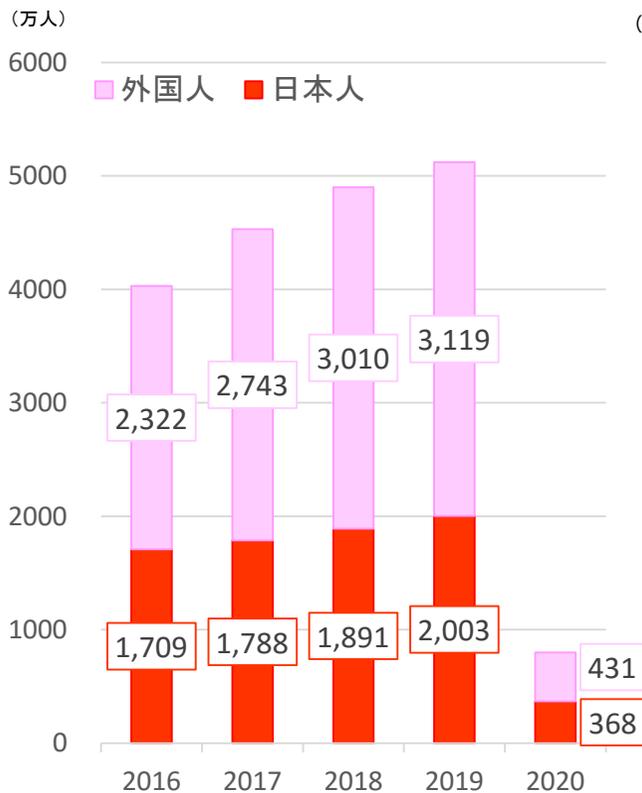


※入国者数：法務統計(正規入国者数)、訪日外客数：日本政府観光局

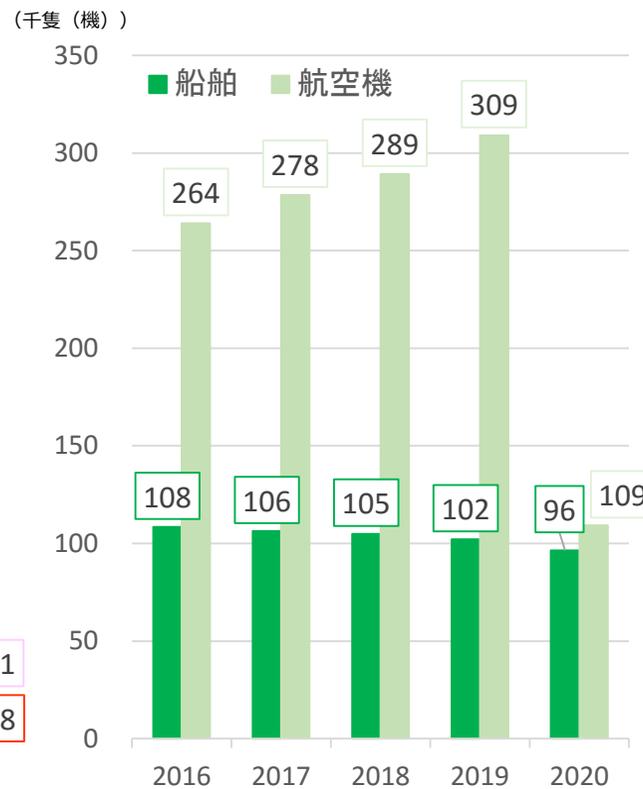
新型コロナウイルス感染症による税関業務への影響

- 入国者数及び船舶・航空機入港数は大幅減（2020年実績の大宗は1～2月実績）。
- 航空貨物の輸入許可件数は、電子商取引の拡大に伴い、ここ数年、大幅な増加傾向。
新型コロナウイルス感染症が拡大した影響もあり、2020年には対前年比1.5倍超（4年前比では約2.6倍）と激増。

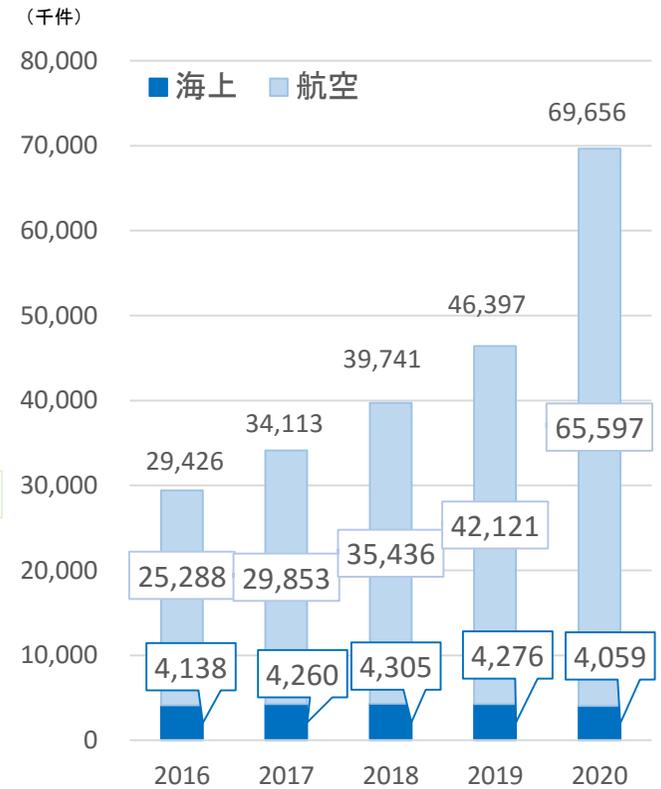
＜入国者数の推移＞



＜船舶・航空機入港数の推移＞



＜輸入許可件数の推移＞



新型コロナウイルス感染症等への対応

■ Eゲート（電子ゲート）



- 人・人接触を軽減することから、新型コロナウイルス感染症対策として有用。
- 2021年4月現在、全国7空港（成田、関西、羽田、中部、福岡、新千歳、那覇）に配備。
- ITを活用し、旅客の通関を自動化。
 - 携帯品申告書は、電子的提出が可能
 - 検査においても、事前情報等を活用
 - 顔認証による本人確認の実施

■ 感染防止策の徹底



フェイスシールド・防護服の着用



税関検査台へのビニールカーテンの設置

- 必要に応じたフェイスシールド・防護服の着用。
- 空港の税関検査台や来庁者窓口へのビニールカーテン等の飛沫感染防止設備の設置。
- 事務機の配置見直し、パーティションの設置。

■ ウェブ会議システムの活用



オンラインを活用した業務風景

- 事業者と税関を接続可能とするウェブ会議システムを構築。
 - 電話、メールに加えて、事業者が税関官署へ出向くことなく、税関に相談等できる環境を整備。
 - 税関職員が事業者を訪問する業務の一部について、オンラインでの実施を可能にする環境を整備。
- （参考）
事業者を訪問する業務として、保税、AEO、減免税、通関業、原産地、滞納整理、事後調査業務がある。

新型コロナウイルス感染症等への対応

- マスクや防護服、ビニール手袋など、新型コロナウイルス感染症対策に関連する物資について、引き続き、迅速な通関を実施
- 2月以降、順次輸入されている新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、輸入者等に対して、予備審査制度^(注1)の活用を推奨し、貨物の到着後、輸入の許可が即時に可能となる体制を構築
 - ⇒ ワクチンは、輸入申告に先立ち、厚労省所管の薬機法^(注2)に基づく承認等を受ける必要があるところ、同制度の活用により、貨物の到着前に税関による確認が可能

(注1) 予備審査制度とは、貨物が日本に到着する前に、予め税関に予備的な申告を行い、税関の審査を受けることができる制度。同制度を利用することで、原則として、正式な輸入申告を行った時点で税関の審査が終了していることから、輸入申告から許可までの時間を短縮することが可能。

(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(参考) 海外で開発されたワクチンの確保状況 (出典: 厚労省HP)

	アストラゼネカ社	ファイザー社	モデルナ社
供給確保量	1億2,000万回分	1億4,400万回分	5,000万回分
承認状況	承認申請中(2月5日)	承認済(2月14日)	承認申請中(3月5日)

東京オリンピック・パラリンピックへの対応

政府方針等

- 「2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」【平成27年11月27日閣議決定】(抄)
 - ・ セキュリティの万全と安全安心の確保(情報収集・分析、水際対策等の強化、官民一体となったテロ対策の推進)
 - ・ アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策(人的・物的な体制の整備を推進)
- 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」【平成29年3月21日セキュリティ幹事会決定(令和2年12月22日一部改定)】(抄)
 - ・ 水際対策の強化
- 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」【平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定】(抄)
 - ・ 水際対策の強化(税関体制の強化、水際情報の収集・分析の強化、官民協働対処体制の強化)

関税局・税関における具体的な取組み

- 水際対策の強化
 - ・ 輸入貨物に対する厳格な審査及び検査
 - ・ 船舶及び航空機に対する取締り
 - ・ 埠頭・港頭地区及び保税地域等の巡回
 - ・ 関係団体等に対する協力要請
 - ・ 国内外の関係機関からの情報収集
 - ・ 国内関係機関との合同訓練及び合同取締り
 - ・ 広報
- 大会関係物品の円滑な通関
 - ・ 大会関係物品について、必要な水際対策を実施しつつ円滑な通関を実施

令和3年度 税関定員・予算の概要

【令和3年度定員】

増員 + 342人
 定員合理化 ▲192人
 差引（純増） + 150人

※このほか、デジタル庁への定員の振替として、▲5人



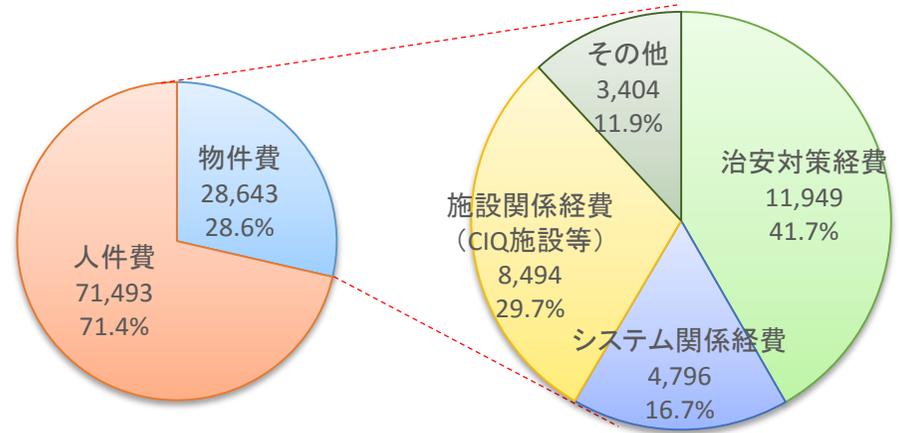
令和3年度定員 **9,971人**

◆増員数内訳

- ・観光立国実現に向けた計画的な体制整備のための増（+165人）
- ・テロ対策を含む治安のための水際取締体制整備のための増（+83人）
- ・出国者に対する取締体制整備のための増（+64人）
- ・国内企業の経済連携協定活用支援等のための増等（+30人）

【令和3年度予算】

区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	対前年度比	
			増▲減額	伸率
	百万円	百万円	百万円	%
税関	108,999	100,135	▲ 8,863	▲ 8.1
人件費	71,057	71,493	436	0.6
物件費	37,942	28,643	▲ 9,299	▲ 24.5



※令和3年度の情報システム関係予算はデジタル庁等に一括計上

治安対策経費の概要

＜治安対策経費＞ 11,949百万円

(1)テロ対策・密輸取締機器整備経費 8,357百万円

- ① 大型X線検査装置
- ② X線検査装置
- ③ 不正薬物・爆発物探知装置
- ④ 埠頭監視カメラ
- ⑤ 麻薬探知犬の代替購入
- ⑥ 税関監視艇代替建造 等

(2)その他監視取締関係経費 3,591百万円

国際郵便物検査装置用X線検査画像審査支援機能 等

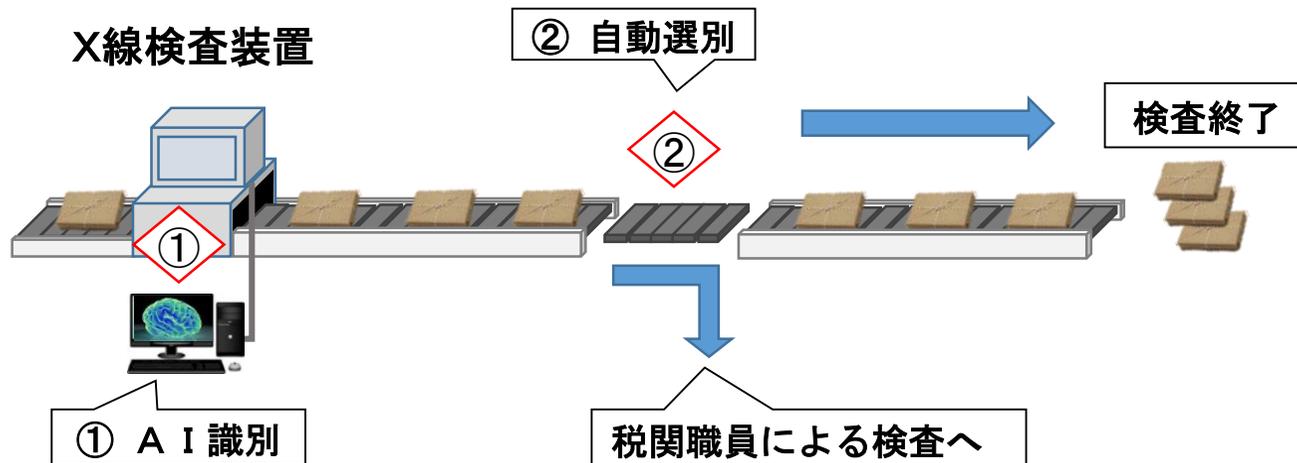
【参考】令和2年度補正予算 1,153百万円

- ① 国際郵便物検査装置
- ② 航空貨物検査装置
- ③ 不正薬物・爆発物探知装置

AIを活用したX線画像識別機能

- 国際郵便物については、コンベア上にX線検査装置を配置してX線検査を機械化・自動化し、税関の検査業務の効率化を図ってきている。
 - 他方、検査対象郵便物の選別に当たっては、事前情報も活用しつつ、税関職員がX線画像等を目視で確認しているところ。
- ⇒ AIを活用し、X線画像を基に内容物の識別を行い、検査対象郵便物の自動選別を行うことで、税関の検査業務の一層の効率化を図る。

AIを活用した検査対象郵便物の自動選別(イメージ)



スマート税関構想2020の進捗

スマート税関構想2020（2020年6月公表）

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン

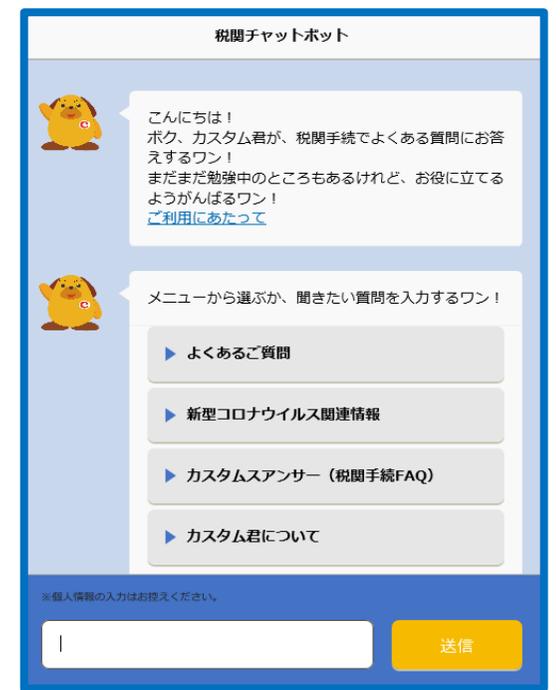
取組状況

- 施策を具体化するため、産業界、物流業界や有識者との意見交換も実施
- 具体化した各施策について、可能な範囲で目標値(KPI)を策定

主な成果

➢ 税関チャットボットの開設【Solution:利便向上策】(2021年2月24日～)

- ✓ 税関ホームページ上に「税関チャットボットに質問する」を開設
- ✓ スマートフォンやコンピュータからの相談に24時間365日対応



➢ 危機管理AIサービスの試行導入【Resilience:強靱化】(2021年4月15日(予定)～)

- ✓ SNS上の災害情報等を収集・発信するサービスについて検証(1年間)を開始

国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

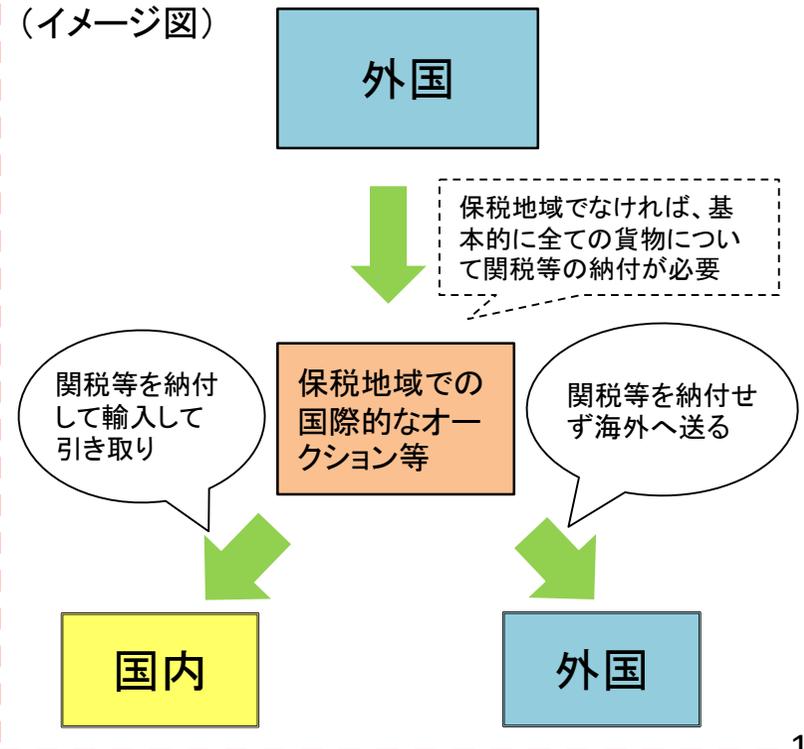
経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。
- ・ 既に許可を受けている保税地域に加え、新たに保税地域の許可を受けて開催することも可能である。

保税地域の活用

- 保税地域とは
保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。
- 関税等の取扱いについて
保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。
保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアあるいはギャラリーにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続きを行い、関税等の納付が必要となる。
一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。

(イメージ図)



不正薬物の摘発状況

➤ 令和2年における不正薬物の押収量は、5年連続で1トンを超え、2トンに迫る過去3番目。

(参考1) 摘発件数は733件(前年比30%減)、押収量は約1,906kg(同比43%減)

(参考2) 令和元年の押収量は、史上初めての3トン超え(約3,339kg)

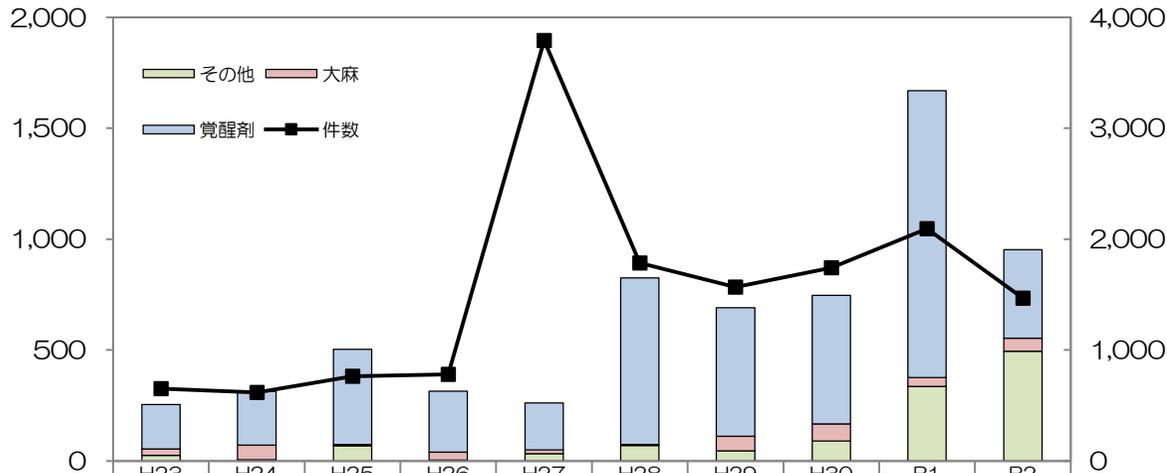
(参考3) 覚醒剤の国内押収量全体(約6,946kg)に占める密輸押収量(約6,827kg)の割合は約98%(平成27～令和元年累計)

➤ MDMA及び大麻樹脂等(大麻リキッドを含む)の押収量が増加。

(摘発件数：件)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

(押収量：kg)



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
覚醒剤	402	482	859	549	422	1,501	1,159	1,159	2,587	800
大麻	57	132	13	74	34	9	131	156	82	116
その他	50	11	135	6	66	140	90	178	670	989
合計	509	626	1,007	630	522	1,650	1,380	1,493	3,339	1,906
件数	326	308	382	390	1,896	892	784	871	1,047	733
うち覚醒剤	185	141	154	174	83	104	151	169	425	72

(注) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。
令和2年は速報値。

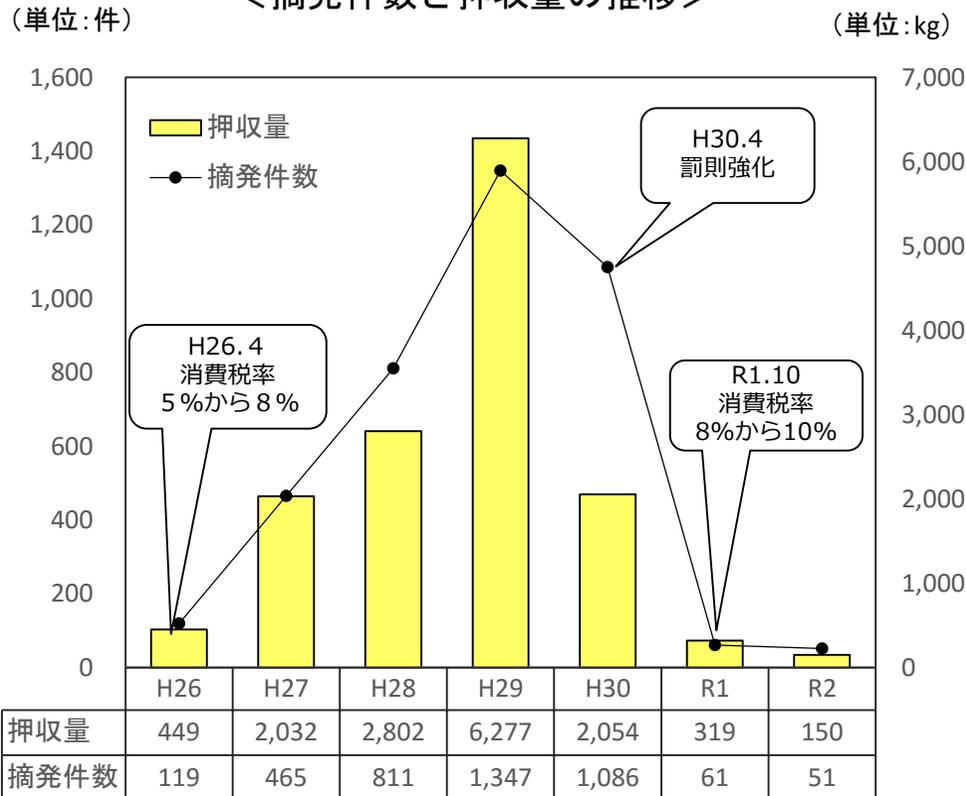
令和2年10月、横浜税関は、南アフリカから到着した海上貨物(プラスチック射出成形機)に隠匿された覚醒剤約237kgを摘発した。



金密輸入取締りに対する取組

- 令和2年における金の摘発件数は51件、押収量は約150kg。
- 平成30年4月の罰則強化以降、摘発は大幅に減少。
- 他方、隠匿手口が巧妙な事案も散見され、また、金の価格は高止まりしていることから、関係機関とも連携しつつ、検査機器の活用等により、引き続き、厳格に対応していく必要。

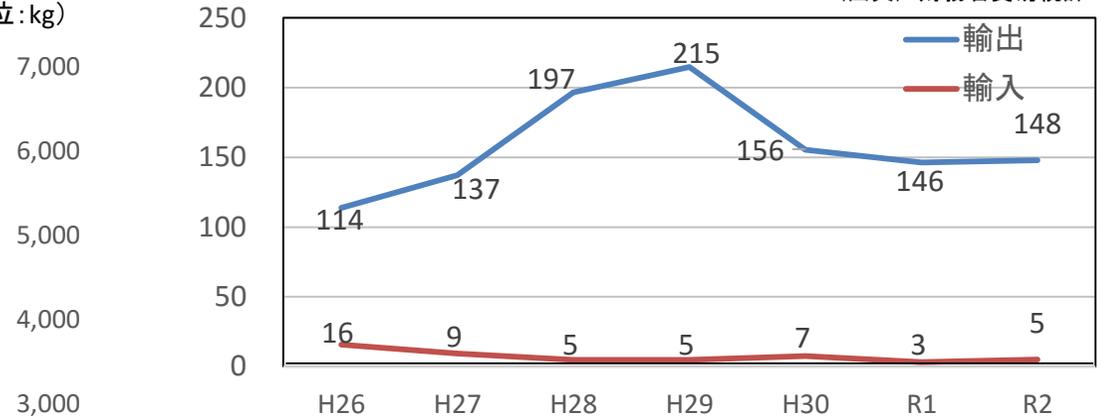
＜摘発件数と押収量の推移＞



(令和2年は速報値)

(単位:トン) <金の輸出入量の推移>

(出典) 財務省貿易統計



＜巧妙な隠匿手口＞

手荷物カート内に隠匿された金地金約9.5kgを摘発



着用するカツラ内に隠匿された金地金約2.0kgを摘発



知的財産侵害物品取締りの取組

知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定) [抜粋]

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

- 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。

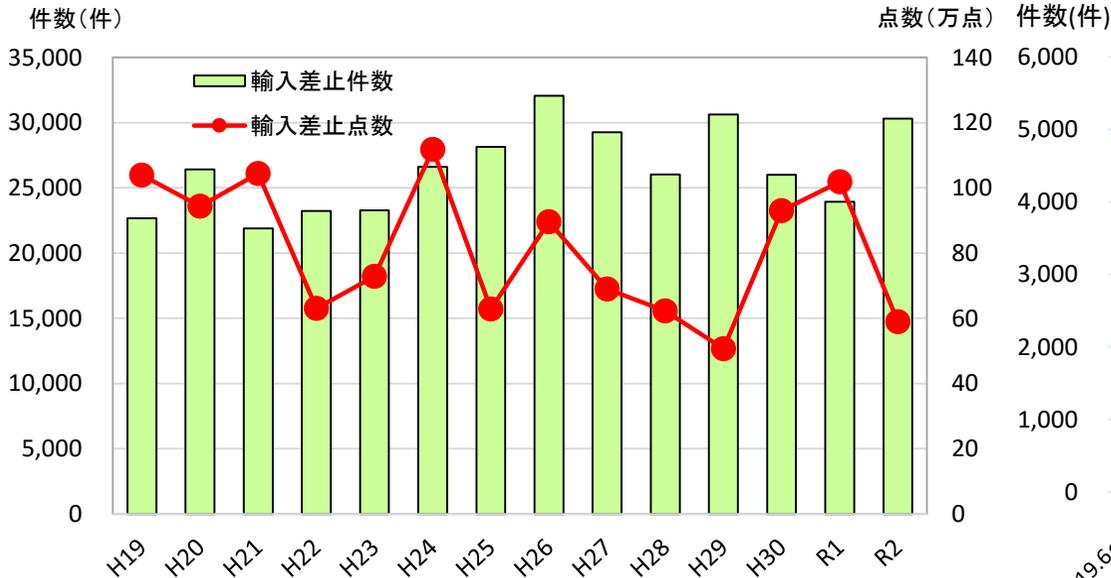
(短期)(財務省、経済産業省)

- 令和3年3月2日に「特許法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。(法律案概要は次頁。)

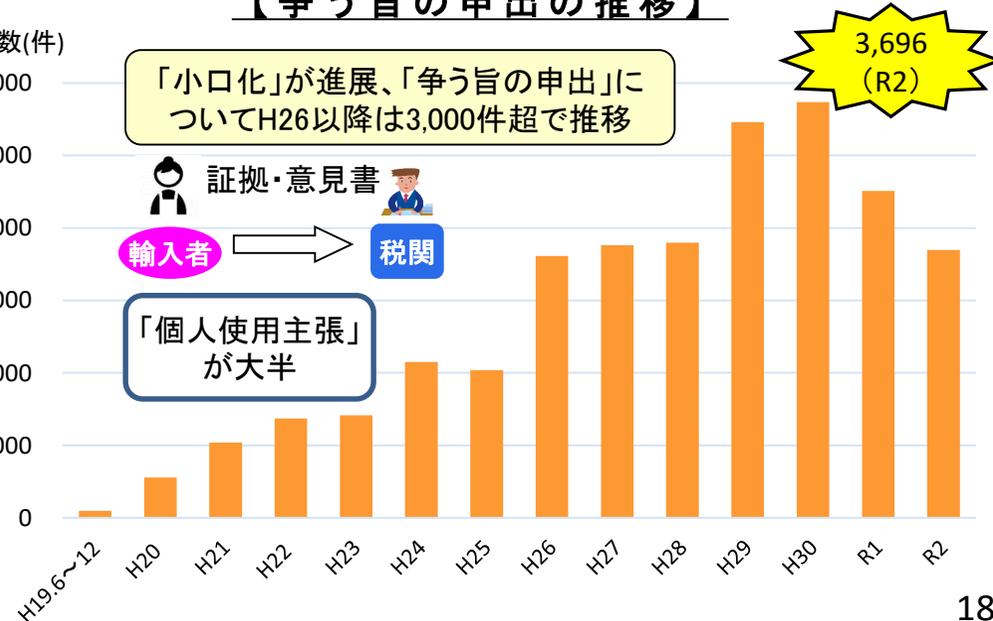
○ 背景

- 商標法上「『業として』商品を譲渡等する者」による模倣品の輸入が侵害となる
→ 個人使用目的での輸入は侵害にならない

【税関における知的財産侵害物品の差止実績】



【争う旨の申出の推移】

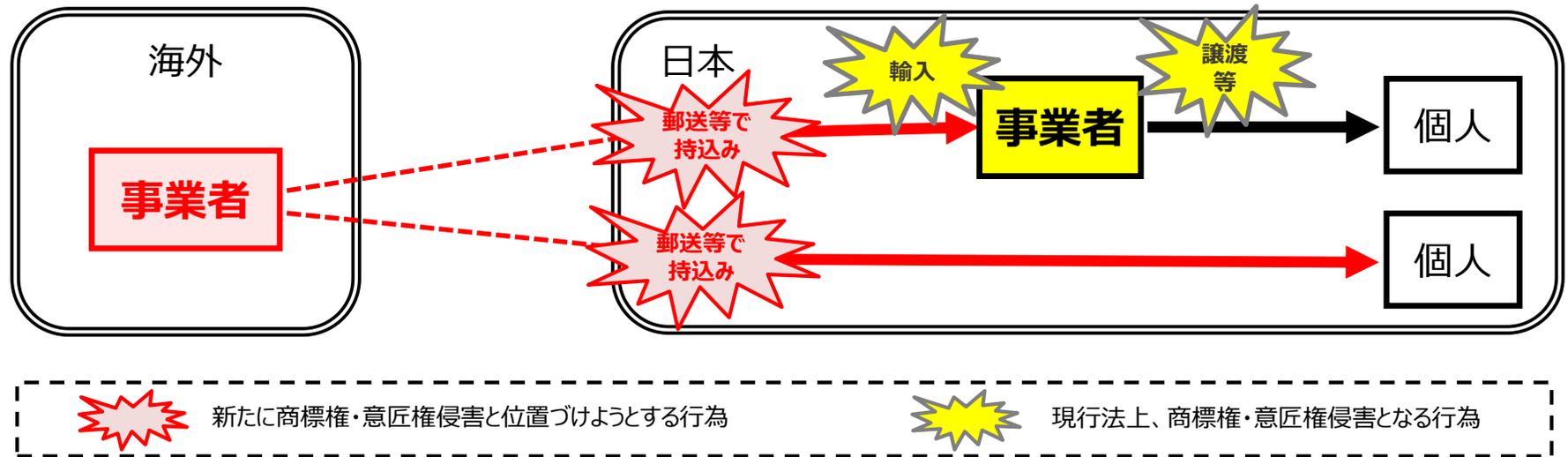


知的財産侵害物品取締りの取組

特許法等の一部を改正する法律案の概要

○ 海外からの模倣品流入への規制強化(商標法及び意匠法)

- ✓ 増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、**海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付ける。**



今後の方向性

令和2年12月10日 令和3年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(抜粋)

- ✓ 商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、当該侵害に係る物品について税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。

認定事業者(AEO)制度



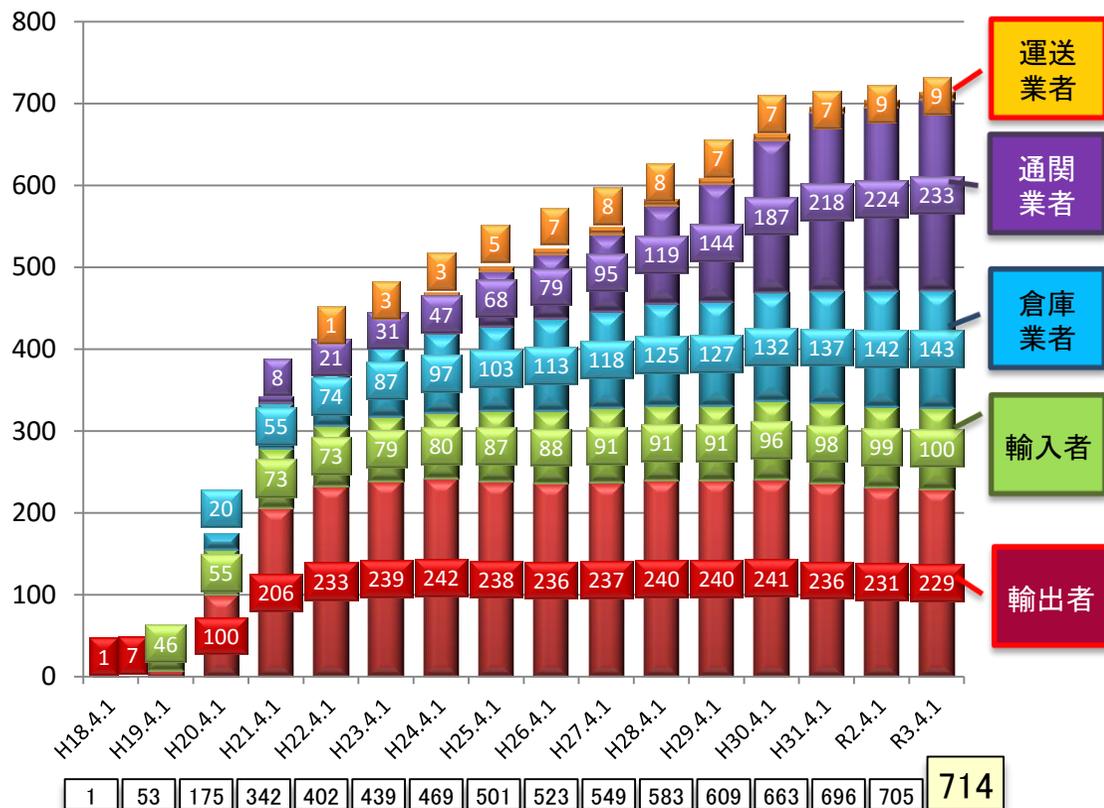
AEO (Authorized Economic Operator) 制度

- 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO事業者に対して、税関手続上の迅速化・簡素化の措置を提供する制度。
- AEO制度の利用拡大及びAEO事業者とのパートナーシップの強化に取り組む。

AEO相互承認

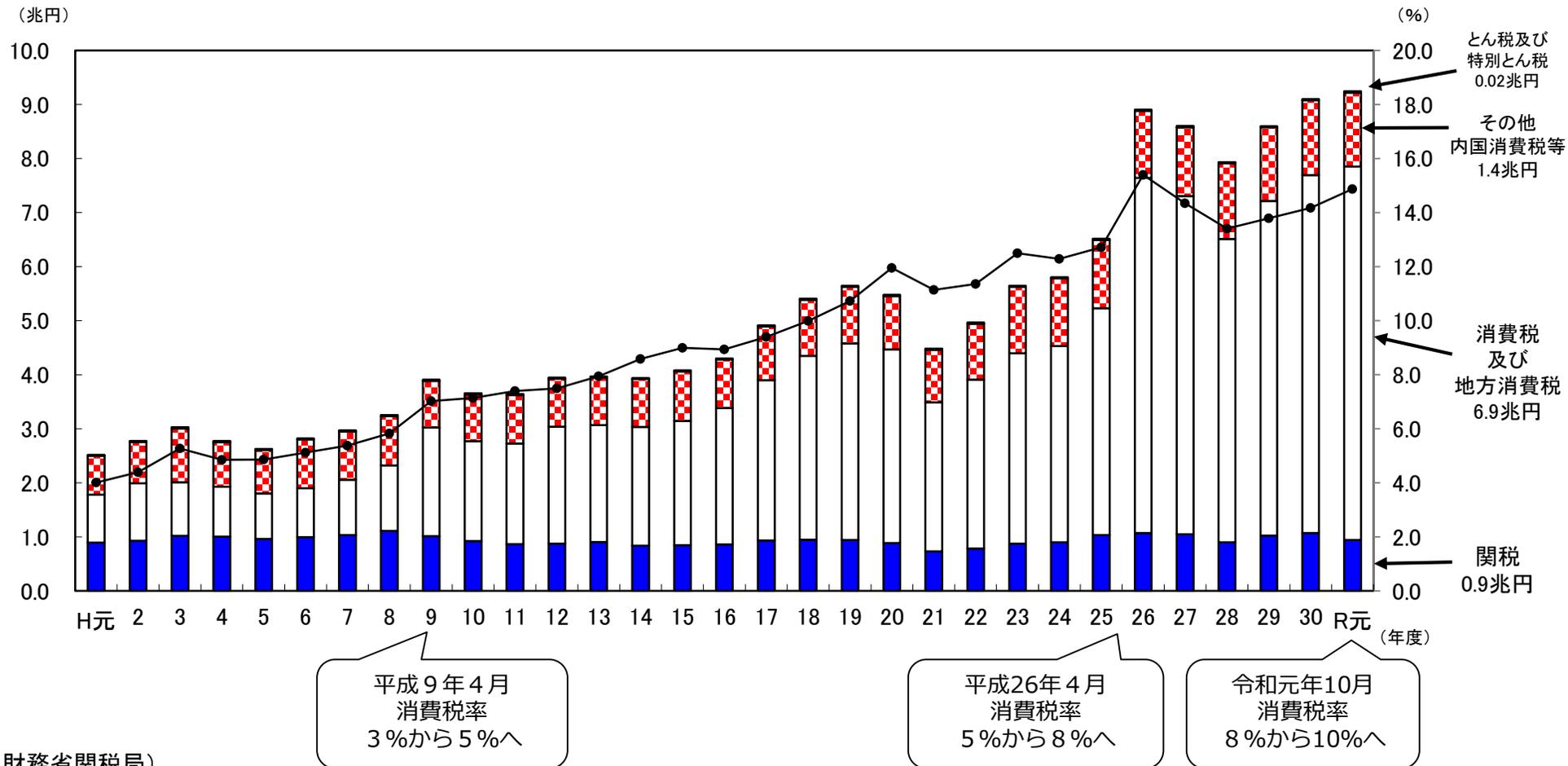
- 相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における税関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は米国、EUを含む12の国・地域との間で相互承認に署名。

AEO事業者数の推移



税関における収納額の推移

- 令和元年度の税関における収納額：約9.2兆円(前年度比1.6%増)
- 租税及び印紙収入の約14.9%に相当



3. 国際関係

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

令和3年3月
外務省、財務省、農林水産省、経済産業省

経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2013年5月以降、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議を開催。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。

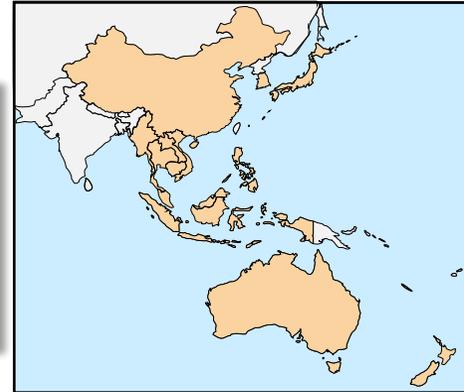
意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等



参加国

ASEAN10か国

(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、
日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(NZ)。

■人口

22.7億人(2019年)
(世界全体の約3割)

■GDP

25.8兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)

■貿易総額(輸出)

5.5兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)

主要内容：物品の貿易

日本産品のRCEP協定締約国市場へのアクセス

【対日関税撤廃率(品目数ベース)】86%~100%(ASEAN・豪・NZ)、86%(中)、83%(韓)

工業製品

- ✓ 14か国全体で約92%の品目の関税撤廃を獲得。
- ✓ 中国及び韓国における無税品目の割合が上昇(中国:8%→86%、韓国:19%→92%)。

(最終的な関税撤廃品目の例)

- 中国:電気自動車用の重要部品(モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部)、ガソリン車用の重要部品(エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部)、鉄鋼製品(熱延鋼板の一部、合金鋼の一部)、繊維製品(合成繊維織物の一部、不織布)。
- 韓国:自動車部品(カムシャフト、エアバッグ、電子系部品)、化学製品(液晶保護フィルムの原料)、繊維製品(合成繊維織物の一部、綿織物の一部)。
- インドネシア:鉄鋼製品(ばねの一部、貯蔵タンク)。
- タイ:ディーゼルエンジン部品の一部。

農林水産品等

- ✓ 中国等との間で我が国の輸出関心品目について関税撤廃を獲得。

(最終的な関税撤廃品目の例)

- 中国:パックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。
- 韓国:菓子(キャンディー、板チョコレート)、清酒。
- インドネシア:牛肉、醤油。

RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス

【日本の関税撤廃率(品目数ベース)】88%(対ASEAN・豪・NZ)、86%(対中)、81%(対韓)

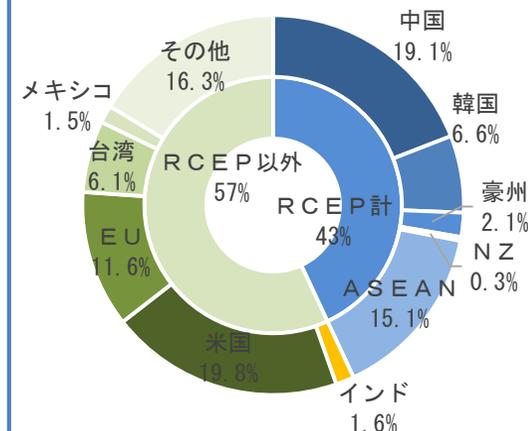
工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。

農林水産品等

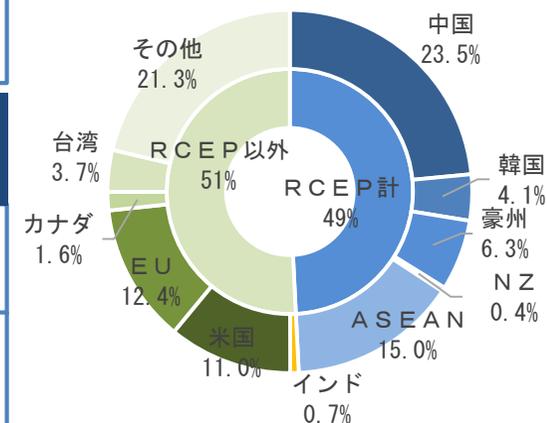
- ✓ 重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)を関税削減・撤廃から除外。
- ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等(たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等)を関税削減・撤廃の対象とせず。

日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合(2019年)



総計76.9兆円

日本の輸入に占めるRCEP参加国の割合(2019年)



総計78.6兆円

(出典:財務省貿易統計より作成)

主要内容：ルール分野

物品の貿易

- ✓ 内国民待遇義務のほか、非関税措置に関する協議要請への対応義務や輸入許可手続の変更の際の通報義務等を規定。

原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすこと(「累積」)ができる旨を規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用し、一定期間以内に生産者・輸出者自己申告も導入する旨を規定。これらに加え、我が国は発効時から輸入者自己申告を導入。

税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定する等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置の適用の透明性の確保及び締約国間の協力の強化について規定。

任意規格、強制規格及び適合性評価手続

- ✓ 製品の生産方法等に関する要件及びそれらに適合しているかどうかを評価するための手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保に係る義務等を規定。

貿易上の救済

- ✓ セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税等について、透明性の確保や手続等を規定。

サービスの貿易

- ✓ サービスの貿易に関する内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務、規制・措置の透明性の確保等を規定。金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスに関する追加的なルール等も規定。

自然人の一時的な移動

- ✓ 物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する自然人の一時的な入国及び滞在の許可及び手続等を行う際のルールを規定。

投資

- ✓ 内国民待遇義務、最恵国待遇義務及び特定措置の履行要求(技術移転要求やロイヤリティ規制を含む)の禁止(これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載。)、投資財産に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務や、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定。

知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
- ✓ 周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限、職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。

電子商取引

- ✓ 電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、情報の電子的な手段による越境移転(データ・フリーフロー)、電子署名、消費者保護等について規定。

競争

- ✓ 反競争的行為を禁止するための法令の制定・維持及び執行、企業の所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定。

中小企業・経済協力及び技術協力

- ✓ 中小企業の能力向上のための協力や経済協力及び技術協力に関する活動の推進等について規定。

政府調達

- ✓ 中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続の透明性の確保等について規定。

紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の協議、パネル手続等について規定。

WTO新事務局長の就任

オコンジョ＝イウェアラ新事務局長選任までの経緯

- 2020年8月、アゼベド前事務局長(ブラジル)が任期を1年残して退任。
- 各国が擁立した8名の候補から絞り込みが行われ、同年10月、ナイジェリア及び韓国の候補が最終ラウンドに進出。
- 2021年2月5日、韓国の兪(ユ)候補が事務局長選から撤退。同日、米国がナイジェリアのオコンジョ＝イウェアラ候補への支持を表明。
- 2月15日、全WTO加盟国のコンセンサスによりオコンジョ＝イウェアラ候補を事務局長に任命。3月1日就任。任期は2025年8月31日まで。
- 事務局長にアフリカ出身者が就任するのも、女性が就任するのも初めて。



オコンジョ＝イウェアラ事務局長

<主な経歴>

- ・ナイジェリア財務大臣・外務大臣
- ・世界銀行専務理事
- ・Gaviワクチンアライアンス理事会議長

【参考】オコンジョ＝イウェアラ事務局長の所信表明(2021年3月1日のWTO一般理事会における発言)

- 「世界はWTOを置き去りにしている。WTOの意義・信頼が失われている」と、危機感を表明。
- 第12回WTO閣僚会議(注:2021年11月29日の週に開催予定)の前に3、4の成果物を完成させ、残りの分野については、同閣僚会議で今後の作業計画に合意することを提案。
- 個別の優先分野として、新型コロナ対応、紛争解決制度改革、産業補助金、漁業補助金等に言及。

新型コロナウイルス感染症の世界貿易への影響

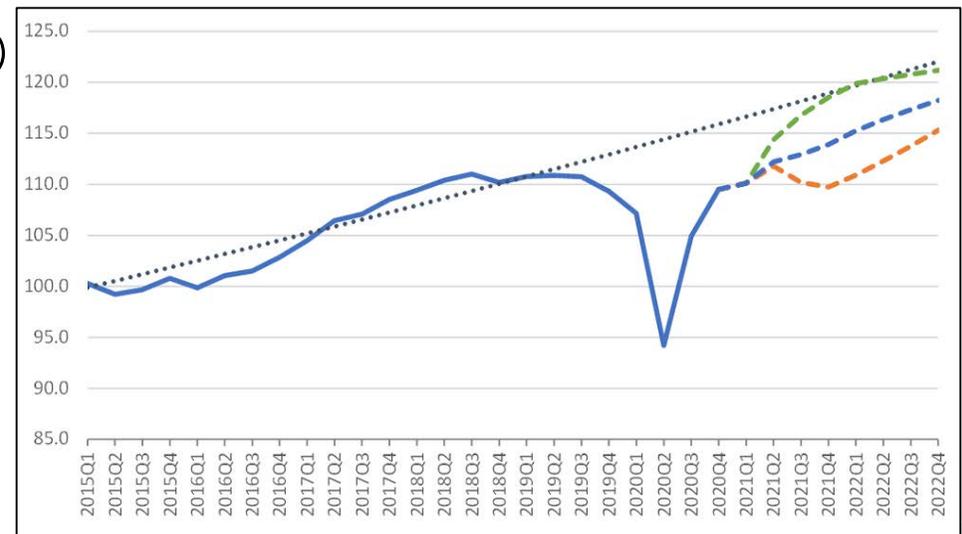
<世界貿易の見通しに関するWTOプレスリリース(2021年3月31日)>

- 2020年の世界の貿易総額(実績)は、前年比▲5.3%と、前回の見通し(2020年10月時:前年比▲9.2%)から上方修正。
- 2021年の世界の貿易総額は、米国の大規模な財政刺激策に伴う北米からの輸入増(前年比+11.4%)や、アジアからの輸出増(前年比+8.4%)を背景に、前年比+8.0%となる見通し(前回見通し(2020年10月時:前年比+7.2%)から上方修正)。
- 他方、2022年の世界の貿易総額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続きコロナ危機前のトレンドを下回る見通し(前年比+4.0%)。
- 今回の見通しについて、オコンジヨWTO事務局長より、「世界貿易は比較的堅調(relatively robust)とはいえ、「比較的」という言葉が重要であって、依然新型コロナウイルス感染症の脅威がある中、迅速なワクチンの普及こそ景気回復にとって最良の刺激策」である旨の指摘。

WTOによる世界貿易の見通し(2015-2022年)

(指標:2015年第1四半期=100、物品貿易総額ベース)

- :実績(2020年)
- - - :WTO見通し(2021年)
- :コロナ危機前(2011-2019年)のトレンド
- - - :楽観シナリオ
- - - :悲観シナリオ



米国新政権下での通商政策についての最近の動き①

2021年3月1日、米国通商代表部(USTR)より、「2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report」が発表され、「PRESIDENT BIDEN'S POLICY PRIORITIES」として通商政策の基本方針が示された。

(※)当該報告書は、1974年通商法に基づき毎年議会に提出されているもの。

新型コロナウイルス対策、経済回復	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な医療機器の国内生産の強化等のための長期的な投資支援。 ・個人用防護具(PPE)への迅速なアクセス確保及び強靱なサプライチェーンの構築。
労働者中心の貿易政策	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の保護 及び賃金の上昇による米国経済の強化。 ・過去の通商政策の精査(review)。既存の貿易協定における労働規定義務の完全な履行。 ・貿易協定への強制力のある労働基準の規定等を通じ、公平な経済成長の促進。
持続可能な環境及び気候	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間及び多国間の枠組みを活用し、他国と協力。 ・貿易協定への強力な環境基準の規定(国産漁業資源の管理及び野生動物の密輸出入対策等)。 ・温室効果ガス排出の課題に取り組むため、国際的なルール作りの模索(炭素国境調整措置の検討を含む)。
人種的公正の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・人種間の社会的経済的障壁を削減するイニシアチブの支援。 ・黒人、ラテン系、アジア系米国人等に配慮した貿易政策。
中国の強制的で不公正な貿易慣行への対処	<ul style="list-style-type: none"> ・米国に有害な中国の不公正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いる。 ・新疆ウイグル自治区等における強制労働による人権侵害問題への最優先の対処。 ・中国に既存の貿易面での義務を遵守させ、例えば鉄鋼やアルミニウム等中国が主要な供給者である分野について、パートナー同盟国と協力して対処。
同盟国との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・同盟国との関係を修復。 ・WTOに必要な改革のため、オコンジョ=イウェアラ事務局長及びパートナー国と協力。 ・同盟国や志を同じくする貿易パートナーと協力してデジタルエコノミー分野におけるハイスタンダードなルールを構築。
米国の生産者の機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・農家、牧場主、食品製造者及び漁業関係者のための包括的でスマートな通商政策の追求。 ・国際的な農業面での貿易ルール執行を通じた米国の生産者のグローバル市場における機会の拡大。
世界の公平な経済成長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金格差の解消及び強制労働への対処等の観点から、既存の貿易プログラムを精査。 ・世界の労働者及び中小企業が米国の貿易政策による利益を得られるような強固な技術支援等の実施。
ルールの履行確保	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易相手国における労働及び環境基準を含む貿易協定の包括的な履行確保。 ・他国における賃金の抑制及び労働者の権利の問題に対処するための新たな方法の検討。

米国新政権下での通商政策についての最近の動き②

- ・ 2021年3月18日、第19代米国通商代表(USTR)に就任。初のアジア系アメリカ人。

キャサリン・タイ (Katherine Tai) 氏の主な経歴

- ・ 2014年～: 下院歳入委員会(民主党)の貿易担当の法律顧問として、USMCA(新NAFTA)の労働条項の強化に貢献。
- ・ 2007～2014年: USTRの法律顧問。2011年以降は中国担当として、中国に対するWTO提訴を担当。
(参考)2012年、米国、日本、EUが中国のレアアース輸出規制をWTO協定違反として訴え、2014年、中国の敗訴が確定。
- ・ USTR勤務以前は、ワシントンDCの法律事務所で国際貿易を担当。
- ・ 1996～1998年には中国広州の大学で英語を教えるなど、流暢な中国語を話す。
- ・ 台湾系米国人、47歳。イエール大学卒、ハーバード法科大学院修了。



(The White Houseホームページより)

上院財政委員会における指名承認公聴会での主な発言(2021年2月25日)

<冒頭スピーチ>

- ①強力なサプライチェーンの構築を含む米国の経済・成長を優先した貿易政策の追求。
- ②(USMCAの執行と監視を念頭に)超党派の合意を得た貿易政策の追求。
- ③(対中国を念頭に)同盟国との協働、国際機関への再関与。

<質疑>

- ・[中国]中国は、昨年2月に発効した米中両国の第1段階貿易合意を遵守する必要がある。
- ・[TPP] 共通の関心を持ったパートナー国と協働するのが妥当だが、(TPP交渉を推進した当時と比較して、)過去5、6年の間に多くの変化があったことも事実。
- ・[追加関税措置(鉄鋼・アルミニウム)]関税は公正な貿易救済における正当で重要なツールである。

英国のTPP11加入に向けた最近の動き

- 本年2月1日(日本時間)、英国が寄託国であるニュージーランドに対して、TPP11への加入要請を正式に通報。

英国のTPP11加入要請に対する西村経済再生担当大臣コメント(抜粋)

- 英国は、我が国にとって、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーであるとともに、本年1月には日英包括的経済連携協定が発効するなど、重要な貿易・投資相手国でもある。
- 日本は、本年のTPP委員会の議長国であり、ハイスタンドかつバランスの取れたTPP11の進化及び拡大に向けて議論をリードしていく。英国がTPP11のハイスタンドを満たせるか見極めつつ、NZ始め、他のCPTPPメンバーと手を携えながら、TPP11の加入手続に従って、まずは交渉開始までのプロセスを円滑に進められるように、TPP委員会議長国として取り組んでいく。

TPP委員会決定によって定められている加入プロセス(今後の主な流れ)

① TPP委員会(閣僚級)	加入手続開始の可否をコンセンサスにより決定。 加入作業部会(以下「WG」、各締約国政府代表者で構成)を設置。
② 加入作業部会 第一回会合	【実質的な交渉開始】 第1回WG後30日以内に、加入要請国は市場アクセスのオファー等を提出、以降交渉を実施。
③ TPP委員会承認	WGは加入条件についてTPP委員会に報告書を提出し、委員会は加入条件の承認の可否を決定。

WCO(世界税関機構)の最近の取組

新型コロナウイルス感染症対策

WHO、WTO等とも連携し、医薬品等の円滑な貿易の確保等に向けた取組を実施中

- 2020年12月、コロナワクチンの迅速通関等に係るWCO総会決議を採択
- マスク・医薬品等の迅速通関のため、WHOと連携し、品目分類リストを策定・配付
- 医薬品の簡易な通関手続等、各国税関の対応を紹介
- 途上国における、支援物資の通関迅速化に向けた税関の能力構築支援(令和2年度第1次補正1.7億円)
- コロナ禍での円滑な貿易に係るWTOとの共同声明
- 偽造医薬品等の国際取締りオペレーション(令和2年度3次補正1億円により継続実施予定)

貿易手続のデジタル化

2020年12月の総会において、貿易手続のデジタル化を加速化していく方向性を確認

- 御厨事務総局長より、原産地証明書等の貿易手続のデジタル化を一層進める必要性を強調

クルーズ船旅客等への対応

2020年12月の総会において、旅客・乗組員の事前情報共有体制構築に向けた作業開始に合意

- 航空機同様、クルーズ船旅客・乗組員の事前情報の国際標準策定等に向け、第1回作業部会を実施

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動と米国との協議

- 令和2年度3月上旬までの米国産牛肉の輸入数量は、基準数量24.2万トンを超過。
 - このため、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードが発動し、米国産牛肉の関税率は25.8%から38.5%に引上げ。発動期間は3月18日から4月16日までの30日間。
- ※日米貿易協定の交換公文に基づき、セーフガード発動後の3月25日に米国との協議を実施。

<日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードについて>

